

【財務金融委員会】

○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げ等を促す観点からの賃上げに係る税制措置の拡充等及びオープンイノベーション促進税制の拡充等を行うこと。
- 二 カーボンニュートラルを実現する等の観点から、住宅ローン控除制度の見直しを行うこと。
- 三 住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。
- 四 この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律案の狙いである、成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向け、賃上げ及びオープンイノベーションの促進に係る税制の拡充や住宅ローン控除制度の見直し等の措置がどのように貢献したのかについて、効果を検証し、かつ公表することで政策効果を適切に把握できるように努めること。さらに、租税特別措置は、政策誘導をするための行政手段としては、その効果について、さまざまな問題が指摘される中、不断の見直しと改革に努めること。
- 二 成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現するため、実効性のある戦略の下、民間企業の賃上げ等を支援する中で、積極的な賃上げ等の機運が醸成できるよう制度の適切な広報・周知を図り、利用を促進するとともに、税制上の措置と補助金等を適切に組み合わせることで、政策効果を最大化するよう努めること。
- 三 感染症の影響もあり、特に貧困世帯の増加や所得格差の拡大・固定化は深刻度を増している。また、少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化や経済のデジタル化の進展等の経済社会の構造変化も加速している。こうした状況を踏まえ、再分配機能の強化を検討するとともに、公平で中立的な課税に配慮しつつ、税体系全般の大胆な見直しを早急に進め、その

結果をもって必要な改革をちゅうちょなく実行するよう努めること。

四 法人税や消費税等の税収の見積りと実績のかい離が生じた場合には、国債発行額などに影響を与える可能性もあることから、政府経済見通しや税収の見積りに当たっては、経済や産業構造の変化等を的確に分析し、これらの変化等が税収に与える影響について検討し、消費の実態を適切に捉えているかなど不断の見直しを行うよう努めること。

五 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

六 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 令和4年3月末に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長等を行うこと。

二 海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定する等の改正を行うこと。

三 この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和4年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 最近におけるグローバル化の進展や地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金等の密輸を阻止し、水際において国民の安全・安心等を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
- 三 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点からも、水際における業務遂行やテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、税関における定員の確保及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備並びに安全管理の徹底、また職員への感染症対策に万全を期すこと。
- 四 海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品の水際取締りが強化されるよう職員の配置及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 （内閣提出第6号）要旨

本案は、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなることに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 国際開発協会の第20次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、4,205億5,724万円の範囲内において追加出資することができること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、我が国の厳しい財政状況のもと、多額の資金を拠出することに鑑み、我が国の国際貢献として効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう、然るべき国際機関の計画・方策に反映させるべく努め、国際社会における我が国の評価を高めるよ

う最大限尽力し、計画的に取り組むこと。また、国際機関の運営等に関して、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを発揮するなど、我が国の国際的プレゼンスの向上に努めること。

- 二 国際機関の活動や我が国の貢献について一層の広報活動及び情報公開を行い、当該資金拠出に関し国民の理解を得るよう努めること。
- 三 我が国の国際貢献機会を拡大する観点から、国際機関において日本人職員の登用機会を更に広げる活動を推進し、有能な人材が円滑に採用されるよう努めるとともに、重要なポストの獲得にも尽力すること。
- 四 開発途上国の抱える債務問題が深刻化する中、国際開発協会など世界銀行グループにおいても債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国間で当該債務データの共有を促進していくとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけていくこと。

○保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を的確に行うため、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限延長を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 政府補助の特例措置の延長

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の措置を令和9年3月31日まで延長すること。

二 この法律は、公布の日から施行すること。

○公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨

本案は、会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、企業財務書類の信頼性を高めるため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に関する登録制度を導入すること。

二 監査法人の社員の配偶者が会社等の役員等である場合における当該監査法

人に対する業務制限を見直すこと。

- 三 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 いわゆるステーブルコインへの対応として、電子決済手段の取引等を業として行う者について、登録制を導入し、利用者保護などの措置を求めること。
- 二 マネー・ローンダリング対策等の実効性向上のため、複数の銀行等の委託を受けて、為替取引のモニタリング等を業として行う者について、許可制を導入し、業務を適正かつ確実に遂行できる体制の整備などの措置を求めること。
- 三 高額な価値の電子的移転が可能である前払式支払手段への対応として、その発行者について、業務実施計画の届出を求めるとともに、犯罪による収益の移転防止に関する法律における特定事業者と位置付け、取引時の本人確認等を求めること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、最近における内外の情勢を踏まえ、国際関係の緊急時において、関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適当でないときに適用する関税率等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率の規定の整備を行うこと。
- 二 この法律は、公布の日の翌日から施行すること。

○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）要旨

本案は、支払規制及び資本取引規制をより一層効果的なものとするため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 暗号資産に関する取引を資本取引とみなす取引として新たに定義することにより、財務大臣の許可を受ける義務を課す資本取引規制の対象とすること。
- 二 暗号資産交換業者に資産凍結措置（支払等又は資本取引等を許可の対象とする措置をいう。）に係る確認義務等を課すこと。
- 三 この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。